

---

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 161 回金融商品専門委員会及び第 445 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 161 回金融商品専門委員会（2020 年 10 月 30 日開催）及び第 445 回企業会計基準委員会（2020 年 11 月 5 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱い

### （第 161 回金融商品専門委員会）

2. 海外の投資信託について、時価算定日と基準価格の算定日との期間が短いとはいえない場合の取扱いをフローチャート上に記載した方が良いと考える。
3. 投資信託の中には、市場に上場されていても、実際には証券会社の店頭のみで取引されているものもあると認識しており、市場における取引価格が時価とはいえないケースもあると考える。

### （第 445 回企業会計基準委員会）

4. 市場における取引価格が存在せず、解約等に重要な制限が課せられていない場合の定めとして「基準価格を出口価格とすることができる」とあるが、「基準価格を時価とすることができる」でいいのではないか。
5. 例外的な取扱いを適用した投資信託について、レベル 3 の時価として注記を求めた場合、「時価のレベルの持つ意味が不明瞭となる」との事務局の説明が釈然としない。また、レベル別分類の注記を求めないことについて、インプットのレベルが把握されないという理由だけでは不十分と考える。
6. 解約等の制限に重要性がある場合において、例外的な取扱いを適用するかの選択が任意となっていることに懸念がある。仮に、原則的な取扱いを適用した結果、基準価格の調整が不要となったケースを考えると、時価が基準価格となる点は同じであるにもかかわらず、開示の内容が異なることについて釈然としない。レベル 3 の時価に求められる期首残高から期末残高への調整表など、追加的な開示が必要ないか

検討すべきではないか。また、追加的な開示を求める場合は、その準備期間を配慮した適用時期を検討頂きたい。

7. 市場における取引価格がなく、重要な解約等の制限があっても、例外的な取扱いを適用しない場合の取扱いについて、フローチャートに文案の該当項を記載頂きたい。
8. 例外的な取扱いを適用した後、原則的な取扱いに変更する場合に、会計方針の変更になるかについての事務局の整理が分かりにくいのではないか。

## 投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱い

### (第 161 回金融商品専門委員会)

9. 非上場不動産投資信託について、例外的な取扱いとして基準価格を時価とすることを提案しているが、基準価格の算定において運用対象である不動産が時価評価されていることを前提としているのであれば、その旨を記載すべきと考える。
10. 実務上、基準価格で解約される事例はあまりないと聞いており、そうした中で基準価格の内容について特段触れずに基準価格を時価とみなすことについて懸念する。
11. 金融資産を対象とした投資信託については、時価算定日と基準価格の算定日が短いとはいえない場合は例外的な取扱いを適用できないとしている一方、非上場不動産投資信託については、そのような条件がないため、両者の取扱いが違う理由について、結論の背景で説明が必要と考える。
12. 非上場不動産投資信託について、重要な解約制限がなく、基準価格で解約できるのであれば、原則的な取扱いに従って基準価格が出口価格であるという整理もあり得ると考える。

### (第 445 回企業会計基準委員会)

13. 非上場不動産投資信託について、何をもち「実態としては契約型投資信託に近い性質を有している」と整理しているのか不明であり、時価評価を求める根拠が弱いと考える。また、会計処理に多様性が見られる中、時価に統一する理由も不十分と考えており、そもそも今回のプロジェクトは、時価算定の範囲を定めるものではないにもかかわらず、実質的にそのようになってしまっている点については、理由を明確にしたうえで、公開草案で意見を求めるべきと考える。
14. 金融資産を対象とする投資信託と不動産を対象とした投資信託とで、基準価格の内容は異なると認識しており、同じ「基準価格」という言葉を使うと分かりづらいの

ではないか。また、不動産投信等規則では「基準価額」という用語となっており、用語について整理する必要があると考える。

15. 不動産投資信託の取扱いについて、金融資産を対象とした投資信託と同様、フローチャートで整理頂きたい。

## 組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

### (第 161 回金融商品専門委員会)

16. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資について時価の開示を要しないとの取扱いを実務上の便法という言葉で表しているが、分かりづらい。原則的な取扱いとして、当面、時価開示の対象外とできないか。
17. 組合等への出資の時価の注記を求めないとした理由について、あるべき会計処理と合わせて検討を行う必要があるためと理解しているが、この点を結論の背景に記載して頂きたい。

### (第 445 回企業会計基準委員会)

18. 事務局の対応案について方向性には同意するが、「会計処理と合わせ考える必要がある」との理由付けには違和感がある。今回のプロジェクトの目的は時価を算定する範囲を変更するものではないことを理由とすべきではないかと考える。
19. 大多数が「例外的な取扱い」を適用すると考えられるため、呼称が適切でないように思われる。また、任意適用とするより、時価の把握が極めて困難な場合に適用することとした方が従来の取扱いと変わらないことが明確になるし、「例外的な取扱い」と呼称せずに済むので検討頂きたい。

以 上